

青森・岩手県境不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画書

平成16年1月21日環境大臣同意

平成19年3月26日環境大臣変更同意

青 森 県

目 次

I 特定産業廃棄物に係る事案の概要

- 1 不法投棄発覚までの経緯 1 頁
- 2 行政処分等 3 頁
- 3 現場の状況 3 頁
- 4 生活環境保全上達成すべき目標 3 頁

II 特定支障除去等事業の実施範囲

- 1 所在地 5 頁
- 2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等
の範囲、種類、量等 5 頁

III 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

- 1 合同検討委員会における検討及び提言 9 頁
- 2 原状回復方針 10 頁
- 3 汚染拡散防止対策 11 頁
- 4 廃棄物の除去等 13 頁
- 5 事業実施期間及び事業費 14 頁

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

- 1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15頁
- 2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任の追及・・ 15頁
- 3 排出事業者に対する責任の追及・・・・・・・・・・ 17頁
- 4 排出事業者からの自主撤去の申出・・・・・・・・・・ 23頁

V これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容

- 1 これまで県が行ってきた措置・・・・・・・・・・ 24頁
- 2 今後行おうとする措置・・・・・・・・・・ 25頁

VI 不適正処分の再発防止策

- 1 検証委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26頁
- 2 検証委員会の検証結果報告・・・・・・・・・・ 26頁
- 3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点・・・・・・・・ 28頁
- 4 関係職員の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29頁
- 5 今後の再発防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30頁

VII その他配慮すべき重要事項

- 1 周辺の生活環境のモニタリング調査・・・・・・・・・・ 32頁
- 2 廃棄物の搬出における飛散等の防止・・・・・・・・・・ 34頁
- 3 緊急時の連絡体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34頁
- 4 全庁的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34頁
- 5 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置・・ 34頁

I 特定産業廃棄物に係る事案の概要

1 不法投棄発覚までの経緯

(1) 三栄化学工業の事業開始及び事業の拡大

三栄化学工業株式会社（本社、青森県八戸市）は、昭和55年5月に本件現場である田子町大字茂市字川倉ノ上28の1等に隣接する田子町大字遠瀬字和平の牧草地に一般廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、し尿脱水汚泥を草地に埋め立て、土壌還元処理する事業を開始した。

また、昭和56年3月には同地に産業廃棄物最終処分場を設置する旨の届出を行い、下水脱水汚泥等を埋め立て、土壌還元する事業をも開始した。

なお、一般廃棄物最終処分場は、平成2年1月に廃止届出が提出されている。

平成元年5月に、田子町住民から三栄化学工業に関して苦情があり、当時の三戸保健所が立入調査を行ったところ、千葉市から一般廃棄物が搬入されていることが判明した。田子町は、廃棄物の全量を千葉市が回収することを申し入れたが、最終的には、本件現場の一部に遮断型の最終処分場（容量2,400m³）を設置し、処理した。

三栄化学工業は、平成3年1月には、本件現場に堆肥化施設を設置し、燃えがら、汚泥を樹皮と混合して堆肥化する中間処理業の許可を受け、廃棄物を利用した堆肥化の事業を始めた。平成9年には、3月に動植物性残さ及び12月にばいじんについても中間処理（堆肥化）業の許可を得ている。

(2) 汚泥の不適正処理の発見

平成6年8月に、三戸保健所は立入調査により、岩手県側の土地に穴を掘って汚泥を埋めていることを確認し、汚泥を撤去し適正に処理することを指導した。同年10月に三戸保健所は堆肥化施設に汚泥を移し替え、適正処理したことを確認している。

(3) 住民等からの苦情、情報及び不法投棄の発見

平成7年3月、三戸保健所は住民から、中間処理（堆肥化）施設に生ゴミが夜間搬入されているとの情報を受け、立入調査を実施し、現場を数カ所掘削したが、生ゴミは発見できなかった。

同年9月、三戸保健所が住民から汚水が河川に漏れ出している、県外ナンバーのトラックが早朝、夜間に来ているとの情報を受け、立入調査を行ったところ、

岩手県側で2カ所の穴に燃えがらを不法投棄している現場を確認した。同年10月に岩手県と合同で調査し、不法投棄された燃えがらが撤去されたことを確認した。

この不法投棄については、平成8年11月に青森県が事業の全部停止30日間、岩手県が事業の全部停止20日間の処分を行っている。この不法投棄以後も平成11年4月までに、住民や元従業員等から、許可品目以外の廃棄物を搬入している、汚水が流れ出しているなどの情報が10件ほどあったが、不法投棄は確認できなかった。また、放流水や沢水の水質検査を行ったが、特に異常は確認できなかった。

さらに、平成9年7月には4日間にわたって夜間監視（21時から翌朝3時まで）を実施し、11台のトラックが現場に入っていくのを確認したものの、深夜で人通りの全くない山中という状況であり、不法投棄現場の確認には至らなかった。

(4) 青森、岩手両県警による強制捜査

本県農林部が平成10年9月に三栄化学工業に対して、岩手県農政部が同年10月に三栄興業（株）に対して、肥料取締法に基づき立入調査を実施した。その結果、肥料というよりは廃棄物と判断されたことから、それぞれ廃棄物担当課にその旨の報告がなされた。

岩手県環境生活部は、農政部からの報告を受け、岩手県警本部に情報を提供した。両県は、平成11年4月に合同で立入調査を実施し、不法投棄が行われているとの疑いを持つに至ったが、不法投棄の事実を確認することはできなかった。

岩手県環境生活部及び二戸保健所によって、同年6月、7月にも岩手県警本部及び二戸警察署に情報提供が行われ、同年9月には岩手県警の内偵により、夜間に不法投棄が行われている事実が把握された。同年11月、両県警の合同による強制捜査が実施された。

(5) 公訴事実

平成12年6月14日、三栄化学工業、同社代表取締役会長源新信重、縣南衛生株式会社（本社、埼玉県戸田市）、同社代表取締役社長依田清孝は、廃棄物処理法違反で起訴された。

源新信重と依田清孝は、共謀の上、平成11年4月25日頃から同年11月30日までの間、縣南衛生株式会社が廃棄物業者から収集した廃プラスチック類等を原料にして製造したRDF様物（ごみ固形物）約8,025トン、源新信重所有の

本件現場に不法投棄したことを公訴事実としたものである。

2 行政処分等

県は、三栄化学工業及び縣南衛生に対し、平成12年6月、7月及び8月に不法投棄した産業廃棄物の撤去を行うことを内容とする措置命令を発し、同年8月23日には三栄化学工業の収集運搬業及び処分業の許可を取り消した。

平成12年10月5日には縣南衛生に対する破産決定がなされ、平成13年6月1日には三栄化学工業が解散した。

また、平成14年9月には、両法人に対して、汚染水が現場周辺に拡散しないよう防止対策を講ずることを命じた。

3 現場の状況

県では、汚染の実態把握及び周辺環境への影響を検討するために、平成12年度及び平成13年度に汚染実態調査を実施した。さらに、平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、平成14年度には遮水壁設置のための地盤の透水性調査、水処理施設設置予定地の地盤調査等を実施した。その結果、次のことが明らかになった。

- 廃棄物は、RDF様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体であること。
- 廃棄物が投棄された面積は11ヘクタール、廃棄物量は推定約670,000m³であること。
- 現場全体において、揮発性有機塩素化合物によって汚染されていること。
- 一部区域にダイオキシン類によって汚染された廃棄物が投棄されていること。
- 堆肥様物からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、これまでの周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね満足していること。
- 現場の地盤は、難透水性の凝灰角礫岩であり（透水係数 10^{-6} cm/秒）、底面遮水層として利用可能であること。
- 地下水位は凝灰角礫岩を不透水層として、概ね7～15メートルの深さに位置し、地下水帯水層は十数メートルあるものと推定され、地下水の大局的な流れは、中央谷部方向や西方への流れとなっていること。

4 生活環境保全上達成すべき目標

廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば

流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。このため、原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。

II 特定支障除去等事業の実施範囲

1 所在地

(1) 不法投棄現場

青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る27ヘクタールの不法投棄現場のうち
青森県側11ヘクタール

(青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上28-1、28-2、及び28-3)

(2) その他事業実施場所

上記の不法投棄現場のほか、浸出水処理施設建設場所

(青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上11、16、18、19、23、
24及び25) ※ 図Ⅱ-1参照

2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等

高密度電気探査9側線(2,790m)、ボーリング調査(15孔)(図Ⅱ-2)及び廃棄物、土壌分析結果(表Ⅱ-3)から、平均断面法により算出した結果は次のとおりである。

(1) 特定産業廃棄物量(図Ⅱ-3, 4, 5, 6)

堆肥様物	183,200 m ³
焼却灰主体	262,590 m ³
R D F 様物	55,088 m ³
汚泥主体	74,505 m ³
一時仮置場(堆肥様物)	33,000 m ³
中間処理場(堆肥様物)	63,000 m ³
合計	671,383 m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ-1のとおり

(2) 有害産業廃棄物量

ボーリングにより採取した試料を分析した結果(表Ⅱ-3)から、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)別表第一の各項の第一欄に掲げる物質の各基準に適合しない範囲(図Ⅱ-7)を平均断面法で算定し、揮発性有機化合物(VOC)及びダイオキシン(DXN)により汚染されている廃棄物の量を推定した。

さらに医療系廃棄物調査としてピット掘り(2m×2m×2m)16カ所、トレンチ掘削(2m×2m×2.5m)2カ所を実施した結果(図Ⅱ-8,10)から、堆肥様物、焼却灰主体、R D F 主体の廃棄物層及び中間処理場において医療系廃

棄物の混在が確認されたことから、現場は、水平方向及び鉛直方向に全体的に医療系廃棄物が混在していると推定された。

これらのことから有害産業廃棄物の鉛直分布は図Ⅱ－9のとおりであり、平均断面法により推定した有害産業廃棄物量は次のとおりである。

堆肥様物	183,200 m ³
焼却灰主体	262,590 m ³
R D F 様物	55,088 m ³
汚泥主体	14,070 m ³
一時仮置場（堆肥様物）	33,000 m ³
中間処理場（堆肥様物）	63,000 m ³
合計	610,948 m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ－2のとおり

※ 上記のうち、VOC、DXNによって汚染されておらず、医療系廃棄物が混在している有害産業廃棄物の量は284,615m³

（3）その他廃棄物

有害産業廃棄物以外のその他廃棄物量は、平均断面法により推計した廃棄物総量（約670,000m³）から、廃棄物分類毎に推計した（2）の有害産業廃棄物を差し引いた量とし、次のとおりである。

堆肥様物	0 m ³
焼却灰主体	0 m ³
R D F 様物	0 m ³
汚泥主体	60,435 m ³
一時仮置場（堆肥様物）	0 m ³
中間処理場（堆肥様物）	0 m ³
合計	60,435 m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ－1の全体量から表Ⅱ－2の有害産業廃棄物量を差し引いた量

（4）汚染土壌

これまでの調査結果では、廃棄物の下層の土壌に、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1の第1欄に掲げる物質に対応する当該各項の第2欄に掲げる基準を超える地点は認められていない。

しかし、1カ所でテトラクロロエチレンが土壌環境基準を超えて検出されているため、撤去又は浄化の対策が必要であるが、検出地点が1カ所のみであるため、現時点では平面分布及び鉛直分布を特定することができず、汚染土壌量は推計できない。

表Ⅱ－1 特定産業廃棄物量の推計（全体量）

堆肥様物(wa(b))

断面	区間距離 (m)	堆肥様物(wa(b))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	792	396	47,520	
B	80	1,220	1,006	80,480	
C	85	727	974	82,790	
南端	35	0	364	12,740	
計			ΣV=	223,530 m ³	
東端		0			
E	40	26	13	520	
F	70	1,635	831	58,170	
G	65	365	1,000	65,000	
H	70	91	228	15,960	
I	70	0	46	3,220	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV=	142,870 m ³	
合計	不法投棄埋積物(堆肥様物)平均量 totalV= 183,200 m ³				

焼却灰主体(wa(a))

断面	区間距離 (m)	焼却灰主体(wa(a))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	2,152	1,076	129,120	
B	80	727	1,440	115,200	
C	85	0	364	30,940	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV=	275,260 m ³	
東端		0			
E	40	341	171	6,840	
F	70	249	295	20,650	
G	65	1,358	804	52,260	
H	70	1,698	1,528	106,960	
I	70	54	876	61,320	
西端	70	0	27	1,890	
計			ΣV=	249,920 m ³	
合計	不法投棄埋積物(焼却灰主体)平均量 totalV= 262,590 m ³				

RDF様物(wa(r))

断面	区間距離 (m)	RDF様物(wa(r))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	489	245	19,600	
C	85	71	280	23,800	
南端	35	0	36	1,260	
計			ΣV=	44,660 m ³	
東端		0			
E	40	60	30	1,200	
F	70	139	100	7,000	
G	65	651	395	25,675	
H	70	106	379	26,530	
I	70	19	63	4,410	
西端	70	0	10	700	
計			ΣV=	65,515 m ³	
合計	不法投棄埋積物(RDF様物)平均量 totalV= 55,088 m ³				

汚泥主体(wa(o))

断面	区間距離 (m)	汚泥主体(wa(o))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	214	107	12,840	
B	80	805	510	40,800	
C	85	0	403	34,255	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV=	87,895 m ³	
東端		0			
E	40	0	0	0	
F	70	102	51	3,570	
G	65	315	209	13,585	
H	70	295	305	21,350	
I	70	175	235	16,450	
西端	70	0	88	6,160	
計			ΣV=	61,115 m ³	
合計	不法投棄埋積物(汚泥主体)平均量 totalV= 74,505 m ³				

埋積廃棄物の推定量

堆肥様物量(Vb)	=	183,200	
焼却灰主体量(Va)	=	262,590	
RDF様物量(Vr)	=	55,088	
汚泥主体量(Vo)	=	74,505	
小計	=	575,383	≡ 575,000 m ³
一時仮置場(堆肥様物)		33,000	
中間処理施設(堆肥様物)		63,000	
上記小計	=	575,000	
	+		
	+	671,000	≡ 671,000 m ³

表Ⅱ-2 有害産業廃棄物量の推計

堆肥様物(wa(b))

断面	区間距離 (m)	堆肥様物(wa(b))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	792	396	47,520	
B	80	1,220	1,006	80,480	
C	85	727	974	82,790	
南端	35	0	364	12,740	
計			ΣV=	223,530 m ³	
東端		0			
E	40	26	13	520	
F	70	1,635	831	58,170	
G	65	365	1,000	65,000	
H	70	91	228	15,960	
I	70	0	46	3,220	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV=	142,870 m ³	
合計	不法投棄埋積物(堆肥様物)平均量				
	totalV=				183,200 m ³

焼却灰主体(wa(a))

断面	区間距離 (m)	焼却灰主体(wa(a))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	2,152	1,076	129,120	
B	80	727	1,440	115,200	
C	85	0	364	30,940	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV=	275,260 m ³	
東端		0			
E	40	341	171	6,840	
F	70	249	295	20,650	
G	65	1,358	804	52,260	
H	70	1,698	1,528	106,960	
I	70	54	876	61,320	
西端	70	0	27	1,890	
計			ΣV=	249,920 m ³	
合計	不法投棄埋積物(焼却灰主体)平均量				
	totalV=				262,590 m ³

RDF様物(wa(r))

断面	区間距離 (m)	RDF様物(wa(r))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	489	245	19,600	
C	85	71	280	23,800	
南端	35	0	36	1,260	
計			ΣV=	44,660 m ³	
東端		0			
E	40	60	30	1,200	
F	70	139	100	7,000	
G	65	651	395	25,675	
H	70	106	379	26,530	
I	70	19	63	4,410	
西端	70	0	10	700	
計			ΣV=	65,515 m ³	
合計	不法投棄埋積物(RDF様物)平均量				
	totalV=				55,088 m ³

污泥主体(wa(o))

断面	区間距離 (m)	污泥主体(wa(o))			備考
		面積 (m ²)	平均面積 (m ²)	廃棄物量 (m ³)	
北端		0			
A	120	0	0	0	
B	80	168	84	6,720	
C	85	0	84	7,140	
南端	35	0	0	0	
計			ΣV=	13,860 m ³	
東端		0			
E	40	0	0	0	
F	70	0	0	0	
G	65	0	0	0	
H	70	204	102	7,140	
I	70	0	102	7,140	
西端	70	0	0	0	
計			ΣV=	14,280 m ³	
合計	不法投棄埋積物(污泥主体)平均量				
	totalV=				14,070 m ³

埋積廃棄物の推定量

堆肥様物量(Vb)	=	183,200	
焼却灰主体量(Va)	=	262,590	
RDF様物量(Vr)	=	55,088	
污泥主体量(Vo)	=	14,070	
小計	=	514,948	≡ 515,000 m ³
一時仮置場 (堆肥様物) 中間処理施設(堆肥様物) 上記小計	=	33,000 + 63,000 + 514,948	≡ 610,948
			≡ 611,000 m ³

Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

1 合同検討委員会における検討及び提言

(1) 合同検討委員会における検討状況

青森・岩手両県は、平成14年6月15日に専門家、住民代表等で構成する「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会（以下「合同検討委員会」という。）」を設置した。合同検討委員会は計4回開催し、本事案に対する対応策を両県が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報交換及び対応策の検討等を行った。

また、原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行い、委員会の検討等に資するため、合同検討委員会の下に専門家による技術部会を設置した。

技術部会は計5回開催し、事案の原状回復及び環境再生に係る調査並びに方策に関する技術的事項の評価を行うとともに、これまでの両県の調査結果の一元化を図ったほか、原状回復方針等について検討を行った。

技術部会の検討結果は報告書としてとりまとめられ、平成15年6月28日に開催した最終の合同検討委員会において報告された。

○合同検討委員会等開催状況

開催期日	合同検討委員会	技術部会
平成14年 6月15日	第1回合同検討委員会開催	
平成14年 8月24日	第2回合同検討委員会開催	
平成14年11月 9日		第1回技術部会開催
平成14年12月11日		第2回技術部会開催
平成15年 1月14日		第3回技術部会開催
平成15年 2月 8日	第3回合同検討委員会開催	
平成15年 3月11日		第4回技術部会開催
平成15年 4月20日		第5回技術部会開催
平成15年 6月28日	第4回合同検討委員会開催	

(2) 合同検討委員会の提言内容

平成15年6月28日に最終の合同検討委員会が開催され、技術部会の報告書を踏まえ、両県に対し本事案に対する対応策について、

- ① 有害廃棄物は基本的には土壌環境基準を超える廃棄物及び汚染土壌とし、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物については、各県においてそれぞれ検討すること。
- ② 有害廃棄物は除去（撤去又は現地浄化）すべきものであること。
- ③ 危険性の高い特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は優先的に、かつ、早期に撤去すること。
- ④ 原状回復の目標としては、土壌及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、短期的な撤去や浄化対策のみではその達成が困難な場合も想定されるので、適切なモニタリングと併せて、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講じること。
- ⑤ 周辺環境への影響を継続的に監視するモニタリングについては、健康被害監視の点から適切な地点を選定の上、実施すること。

などの提言がなされた。

2 原状回復方針

原状回復方針は次のとおりとする。

- 本県の原状回復対策については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針とする。
- 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。
- なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。

3 汚染拡散防止対策

現場の原状回復を進めるにあたっては、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、汚染拡散防止措置を講じる必要があるが、本格的な汚染拡散防止対策（長期的対策）を講じるまでの間に、緊急的に実施しなければならない対策（緊急的対策）を行う。 【図Ⅲ－1 参照】

（1）緊急的対策（平成17年度まで）

長期的対策を講じるまでの間の緊急対応として、汚染水を仮設浄化プラントで処理する。

また、雨水と廃棄物の接触を防止するため、表面遮水シートを設置する。

① 仮設浄化施設

ア 浸出水処理施設完成までの間の緊急的対策として、平成15年度に仮設浄化プラント（凝集沈殿処理＋砂ろ過）を設置する。 【図Ⅲ－2 参照】

イ 浸出水処理量は、集水面積、降雨量のデータ等により検討した結果、廃棄物撤去作業中を含めた日処理量を400 m³とする。

② 緊急的表面遮水

緊急的対策として、中間処理施設周辺に表面遮水シートを設置して、雨水と廃棄物の接触を防止する。 【図Ⅲ－3 参照】

（2）長期的対策（平成17年度以降）

周辺への汚染拡散防止対策として、遮水壁を設置するとともに、汚染水が周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設等の施設を整備する。

廃棄物の撤去作業が完了後、現場が土壌環境基準以下となったことが確認されるまでの期間、長期間継続して効果を生じなければならないものであることから、耐用年数や使用期間を考慮して適切な構造、規模の対策を講ずる。

① 浸出水処理施設

ア 不法投棄現場の汚染水が、周辺環境へ影響することを防止するため、浸出水処理施設、浸出水貯留池や付属する導水路等を施工する。

【図Ⅲ－4，5，6，11 参照】

イ 浸出水処理量は、集水面積、降雨量のデータ等により検討した結果、日処理量を150 m³とする。

ウ 計画処理水質は、水質汚濁防止法の排水基準を基に、他の法令においてより厳しい基準が定められている項目はその基準によるなど、既存法令上の基準を基に、より厳しい基準に設定し、処理水質を満足させる処理フローを決定している。 【表Ⅲ－１， 図Ⅲ－７参照】

表Ⅲ－１

設定項目		設定値		備考
		計画原水水質	計画処理水質	
水質 設定 値	BOD	900	60	mg/l (基準省令)
	COD	550	90	mg/l (基準省令)
	SS	250	10	mg/l (DXNガイドライン)
	T-N	250	60	mg/l (排水基準)
	有害物質	-	排水基準値	-
	DXN類	40	1	pg-TEQ/l (特別措置法)
計画処理水量		150m ³ /日		-

② 遮水壁

ア 廃棄物撤去作業中の周辺環境への汚染拡散防止と水処理施設の効率化を図るため、廃棄物を囲い込める位置に遮水壁を施工する。 【図Ⅲ－１参照】

イ 遮水壁は、厚さ50cm、透水係数が10⁶cm/秒以下の壁を不透水性岩盤に岩着する構造とする。 【図Ⅲ－８参照】

③ 排水路、表面遮水工事等

ア 平成16年度から18年度に雨水と浸出水を分離するための排水路を整備する。 【図Ⅲ－９， 10， 11参照】

イ また、平成17年度から18年度に遮水壁の施工に合わせ場内の造成や道路整備、表面遮水シートの設置を順次施工する。【図Ⅲ－12， 13， 14参照】

4 廃棄物の除去等

(1) 撤去計画

廃棄物の撤去計画は、11ヘクタールの区域を標高の高いエリアからスライス式に掘削することを基本とし、年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。

【図Ⅲ－15参照】

ア 地下水の汚染に影響のないAエリアの一時仮置き場の堆肥様物と中間処理場にある堆肥様物及び汚染拡散防止対策で生じた廃棄物約96,000m³を平成16年度から平成18年度までに撤去することとしている。

イ 平成19年度に中間処理場の跡地を一時仮置き場・選別場として整備し、本格的な撤去作業を実施する。

【図Ⅲ－16参照】

ウ 撤去作業は特措法の期限である平成24年度までに完了する。

エ 撤去工程については原状回復事業年度別工事計画【図Ⅲ－17】のとおりとする。

(2) 処理方法

① 処理にあたっては、自区内で処理することを基本とする。

② 処理方法は、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、熔融のいずれかの加熱処理をすることを基本に、その性状等から加熱処理に適さないものについては、廃棄物処理法に基づくそれ以外の適正処理方法のうち最も合理的な方法により適正に処理する。

③ 処理にあたっては、廃棄物の性状に応じ、許可を有する処理業者に委託し、廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。

④ 処理業者の選定は、処理能力、施設の稼働状況等を総合的に勘案し、原則的には、入札制度を活用して行う。

5 事業実施期間及び事業費

事業の実施期間及び事業費（概算）は、次のとおりである。

工事工程計画

主要工事内容	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19～ H24年度
浸出水処理施設	■				
浸出水貯留池	■				
有害廃棄物の一部撤去		■			
浸出水及び雨水 集排水施設		■			
鉛直遮水壁工等		■			
表面遮水工	■		■		
廃棄物撤去					■
仮設浄化プラント	■				

事業費

費 目	細 目	事業費（百万円）	備 考
汚染拡散防止対策事業費		7,402	
	浸出水処理施設等工事	2,634	概算
	遮水壁等工事	3,089	概算
	その他工事	1,509	概算
	監理委託業務	170	概算
廃棄物処理事業費		34,400	
	廃棄物運搬処理	33,500	670,000 t * 50,000円/t
	廃棄物掘削積込	900	概算
環境モニタリング事業費		600	
	モニタリング委託業務	600	概算
水処理施設維持管理費		800	
	維持管理委託業務	800	概算
事務費		216	
	事務費	216	概算
総計		43,418	

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任追及については、廃棄物処理法の安定的施行を確保し、不法投棄の未然防止のためにも厳格な対応が必要であると認識しているところである。

また、特定支障除去等事業に要する費用は、県民さらには全国民の負担となることから、国の積極的な関与のもと、関係都県市の協力を得ながら、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を徹底的に追及することとする。

特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収については、三栄化学工業株式会社が有する不動産について換価処分を行うなど、回収に努める。

2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任の追及

(1) 措置命令の発出状況について

県境不法投棄事案に係る特定産業廃棄物の処分を行った者である三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社に対し、次のとおり措置命令を行った。

① 三栄化学工業株式会社に対する措置命令

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要
H12. 6. 28	H12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約8,000トン及び汚染土壌の撤去
H12. 8. 22	H13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去
H14. 9. 6	H18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策
H15. 12. 10	H25. 3. 31	これまでの措置命令により撤去を命じたごみ固形物及び廃油混入堆肥以外の不法投棄に係るごみ固形物、燃え殻、汚泥、感染性産業廃棄物その他の産業廃棄物及び汚染土壌の撤去並びに撤去場所の埋め戻し

② 縣南衛生株式会社に対する措置命令

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要
H12. 7. 14	H12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約8,000トン及び汚染土壌の撤去
H12. 8. 22	H13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去
H14. 9. 6	H18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策
H15. 12. 10	H25. 3. 31	三栄化学工業（株）に処分の委託を行ったごみ固形物、感染性産業廃棄物及びこれらの産業廃棄物に汚染された土壌の撤去並びに撤去した場所の適正な埋め戻し

(2) 措置命令の履行状況について

① 三栄化学工業株式会社

ア 平成12年度：RDF様物（ごみ固形物）約2,600トンを撤去

イ 平成13年度：堆肥様物仮置場整備

堆肥様物約33,000立方メートル移替え

堆肥化施設及び堆肥様物仮置場覆土

高密度電気探査

② 縣南衛生株式会社

平成14年度：バーク（樹皮）による簡易な浸出水浄化対策工事

(3) 今後の責任の追及について

特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任追及として、三栄化学工業株式会社又は縣南衛生株式会社の元役員で、特定産業廃棄物の処分に関与したと認められる者に対する措置命令を行うこととする。

3 排出事業者に対する責任の追及

(1) 排出事業者の把握について

青森・岩手両県において、三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社の取引台帳等の関係書類の調査を行った結果、平成14年8月に第1次分として約2,600社の排出事業者が判明した。その後、関係収集運搬業者の報告等から平成14年12月に第2次分として約8,000社、更に1次・2次分の審査の過程で新たに判明した収集運搬業者の報告等から、平成16年9月に第3次分として、約1,400社の排出事業者が判明した。

この結果、本事案に係る排出事業者としてリストアップした事業者は合計で約12,000社となった。

① リストアップした排出事業者の都道府県別内訳は、次のとおりである。

都道府県	第1次分	第2次分	第3次分	合計
北海道	3	0	1	4
青森県	42	1	2	45
岩手県	22	4	1	27
宮城県	36	185	4	225
秋田県	8	0	0	8
山形県	1	0	0	1
福島県	34	5	1	40
茨城県	198	600	50	848
栃木県	126	714	166	1,006
群馬県	158	397	31	586
埼玉県	907	1,637	347	2,891
千葉県	82	256	54	392
東京都	708	2,825	626	4,159
神奈川県	179	482	37	698
新潟県	9	346	79	434
山梨県	6	181	3	190
長野県	7	37	6	50
静岡県	4	371	4	379
愛知県	1	0	2	3
大阪府	3	3	1	7
兵庫県	2	2	1	5
和歌山県	0	0	1	1
香川県	0	2	0	2
愛媛県	0	0	1	1
福岡県	0	1	0	1
合計	2,536	8,049	1,418	12,003

② 排出事業者の主要業種別内訳（推定）は、次のとおりである。

大分類	産業中分類	1次	2次	3次	合計	構成比
農業・林業・漁業、鉱業		6	5	2	13	0.1%
建設業		125	311	79	515	4.3%
製造業	食料品製造業	128	83	24	235	2.0%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	40	58	21	119	1.0%
	出版・印刷・同関連産業	201	781	147	1,129	9.4%
	化学工業	147	175	37	359	3.0%
	プラスチック製品製造業	45	48	23	116	1.0%
	金属製品製造業	82	107	26	215	1.8%
	電気機械器具製造業	34	39	13	86	0.7%
	その他	250	411	126	787	6.6%
電気・ガス・熱供給業・水道業		27	11	4	42	0.3%
運輸・通信業		123	218	67	408	3.4%
卸売・小売業		173	383	81	637	5.3%
サービス業	洗濯業	372	1,219	81	1,672	13.9%
	医療業	323	2,404	390	3,117	26.0%
	教育	16	67	21	104	0.9%
	学術研究機関	23	33	10	66	0.5%
	廃棄物処理業	69	45	13	127	1.1%
	その他	101	797	117	1,015	8.5%
公務		8	107	24	139	1.2%
不明		170	675	112	957	8.0%
欠番		73	72	0	145	1.2%
合 計		2,536	8,049	1,418	12,003	100%

注1) 本表の業種区分は、1次、2次、3次の報告徴収を行う段階で事業者の社名等から推定した参考値である。

注2) 欠番とは、同一事業者を二重にリストアップしていたもの等の数を示す。

(2) 排出事業者に対する報告徴収の実施等について

① 報告徴収の実施

ア 排出事業者の多くが首都圏に所在することから、排出事業者の責任追及に係る事務の円滑化等を目的として、平成14年8月に環境省主催で、関係都県市部長会議を開催し、青森・岩手両県が排出事業者の責任追及に係る事務について協力を依頼した。

イ その後、排出事業者に対して産業廃棄物の処分の委託状況等について廃棄物処理法に基づく報告徴収を行うに当たり、その円滑化を目的として、青森・岩手両県が関係都県市の協力を得て、平成14年10月中旬から平成15年2月下旬までにかけて1都12県で延べ30回にわたり、排出事業者説明会を行い、順次、報告徴収を実施した。

② 報告徴収状況等

ア 青森・岩手両県において、報告徴収を実施した結果、所在不明等である排出事業者については、両県が関係都県市に対して所在地調査を依頼し、所在が判明した排出事業者に対しては、再度、報告徴収を実施した。

イ 報告期限が到来しても報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市による電話等による催促の後、両県が2回にわたり、書面による督促を実施したところであるが、なお報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市の協力を得て、事業所に赴き報告書の提出を督促する等強力に報告書の提出を求めた。

ウ 平成18年12月末現在の報告徴収状況については、所在不明事業者等を除く10,723事業者のうち、10,692事業者から報告書の提出があり、提出率は、99.7%である。

なお、本県の調査担当分（6,779事業者）については、所在不明を除く5,948事業者すべてから提出があり、提出率は100%となっている。

H18.12.31現在

	報告徴収 対象者数 a	提 出 事業者数 b	未 提 出 事業者数 c	住所不明等 d	提出率 $\frac{b}{a-d} \times 100$
第1次分	2,536 (1,236)	2,292 (1,126)	12 (0)	232 (110)	99.5 (100)
第2次分	8,049 (4,691)	7,225 (4,089)	17 (0)	807 (602)	99.8 (100)
第3次分	1,418 (852)	1,175 (733)	2 (0)	241 (119)	99.8 (100)
計	12,003 (6,779)	10,692 (5,948)	31 (0)	1,280 (831)	99.7 (100)
		10,723 (5,948)			

注) () は青森県の調査担当分

(3) 報告書の審査等について

排出事業者からの報告書の審査については、青森・岩手両県で分担し、行っているところである。

青森県の審査対象となる排出事業者数は約6,800社、岩手県の審査対象となる排出事業者数は約5,200社である。

① 排出事業者から提出された報告書の審査は、速やかに措置命令等の責任追及を行う観点から、青森・岩手両県共通で、次に定めるところにより行っている。

ア 所定事項の記載の有無等の形式審査を行うとともに、三栄化学工業株式会社又は縣南衛生株式会社に産業廃棄物の処分を委託していない旨の報告を行った排出事業者に対して、リストアップされた根拠を示した上、再報告を求める。

イ 無許可の産業廃棄物収集運搬業者に産業廃棄物の運搬を委託していないか、産業廃棄物処分業者の事業の範囲に含まれない産業廃棄物の処分を委託していないか等の委託基準違反の有無に係る審査を行う。

ウ 不適正な対価での委託がないか等の排出事業者の注意義務の違反の有無に係る審査を行う。

② 青森県の審査状況

ア 第1次分の約1,200社の排出事業者からの報告の審査については、上記①のアの形式審査等は終了し、上記①のイの実質審査も概ね終了しているが、委託基準違反の有無について、委託に係る産業廃棄物の種類や主成分、産業廃棄物収集運搬業者の許可内容の変更等に対応して、なお詳細な審査が必要である。

イ 第2次分及び第3次分の約5,500社の排出事業者からの報告の審査については、上記①のアの形式審査等を終了し、上記①のイの委託基準違反の有無に係る審査を進めているところである。

(4) 措置命令の発出状況等

① 報告書の審査等の結果、委託基準違反（無許可収集運搬業者への産業廃棄物の運搬の委託）の疑いのある排出事業者に対しては、青森・岩手両県が、それぞれ廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、産業廃棄物の処分の委託状況等について関係者から事情聴取し、関係帳簿等を検査している。

② 立入検査の結果、委託基準違反が認められた排出事業者に対しては、青森県知事及び岩手県知事の連名で廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により、不法投棄現場から廃棄物を撤去することを命ずる措置命令を行った。

平成18年12月末現在の措置命令の概要は、次のとおりである。

年度	措置命令日	履行日	被措置命令者	撤去を命じた廃棄物及び量	履行実績	左のうち青森県側現場からの履行実績
15	H15.6.18	H15.8.7	東京都:専門サービス業	燃え殻 0.809t ごみ固形物 1.940t	1.412t 2.420t	- 2.420t
			東京都:製造業	燃え殻 0.080t ごみ固形物 2.000t	0.140t 2.500t	- 2.500t
			東京都:各種商品卸売・小売業	燃え殻 0.160t	0.279t	-
			東京都:道路貨物運送業	燃え殻 0.028t	0.049t	-
	H15.8.6	H15.10.1	東京都:事業サービス業	燃え殻 0.428t ごみ固形物 5.100t	0.750t 5.780t	- 5.780t
			東京都:織物・衣服・身の回り品小売業	燃え殻 0.016t	0.030t	-
	小計 ①		6事業者	燃え殻 1.521t ごみ固形物 9.040t 小計 10.561t	2.660t 10.700t 13.360t	0.000t 10.700t 10.700t
16	H16.7.28	H16.9.28	東京都:事業サービス業	燃え殻 6.620t	7.320t	-
	H16.8.31	H16.10.19	栃木県:電子部品・デバイス製造業	燃え殻 35.410t	41.980t	-
			東京都:木材・木製品製造業	燃え殻 3.192t	6.040t	-
	H16.11.19	H16.12.22	東京都:鉄鋼業	汚泥 77.070t	81.740t	-
			東京都:化学工業	汚泥 149.730t	150.020t	-
			東京都:金属製品製造業	汚泥 5.370t	5.400t	-
	H16.12.1	H17.3.1~2	埼玉県:化学工業	汚泥 135.900t	138.105t	138.105t
		H17.3.2~3	埼玉県:化学工業	汚泥 139.010t	141.215t	141.215t
	H17.3.22	H17.5.27	東京都:食料品製造業	動植物性残渣 24.000t	24.680t	-
			神奈川県:金属製品製造業	燃え殻 4.000t	4.280t	-
	H17.6.13	埼玉県:金属製品製造業	汚泥 13.000t	13.840t	13.840t	
小計 ②		11事業者	燃え殻 49.222t 汚泥 520.080t 動植物性残渣 24.000t 小計 593.302t	59.620t 530.320t 24.680t 614.620t	0.000t 293.160t 0.000t 293.160t	
17	H17.5.31	H17.8.12	長野県:食料品製造業	燃え殻 6.232t	6.380t	-
	小計 ③		1事業者	小計 6.232t	6.380t	-
合 計 ①+②+③			18事業者	燃え殻 56.975t 汚泥 520.080t 動植物性残渣 24.000t ごみ固形物 9.040t 計 610.095t	68.660t 530.320t 24.680t 10.700t 634.360t	0.000t 293.160t 0.000t 10.700t 303.860t

(5) 廃棄物処理法第19条の8第1項に基づく公告

県境不法投棄事案に係る排出事業者数は約12,000社にものぼり、特定支障除去等事業に着手するまでの間に、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定による措置命令の対象となる全ての排出事業者を確知し、これらの規定による措置命令を行うことが困難であることから、特定支障除去等事業に要する費用に係る求償権を担保するため、平成15年12月12日に廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定による公告を行った。

(6) 納付命令の発出

青森県では、平成16年度の特定支障除去等事業に要した費用が確定したことから、平成17年6月以降に判明した措置命令の対象となる排出事業者に対しては、特定支障除去等事業に要した費用の徴収を行っている。これに伴い、青森県と岩手県が、法違反排出事業者の法違反産業廃棄物の1/2の量の相当廃棄物に、それぞれ納付命令あるいは措置命令を単独で発出することとなった。

なお、審査の迅速化、効率化を図る観点から、平成18年度以降において、法違反排出事業者に行政処分を行う場合は、青森県及び岩手県それぞれが管轄する都道府県の区域により、法違反産業廃棄物の全量に係る命令を発出することとなった。

平成18年12月末現在の納付命令の概要は次のとおりである。

年度	納付命令日	収納日	被納付命令者	代執行廃棄物	納付命令額	備考
17	H17.10.11	H17.10.26	東京都:炭素・黒鉛製品製造業	燃え殻 (2.8200t) 廃プラスチック類 (16.3820t)	762,586円	
	H17.10.11	H17.10.18	千葉県:食料品製造業	燃え殻 (0.0580t)	2,303円	
	H18.1.10	H18.1.25	茨城県:食料品製造業	燃え殻 (19.7135t)	782,900円	
	H18.1.10	H18.1.25	茨城県:金属製品製造業	燃え殻 (8.9420t)	355,121円	
18	H18.5.25	H18.6.12	埼玉県:化学工業	汚泥 (27.1200t)	1,077,041円	
計			5事業者	(75.0355t)	2,979,951円	

(7) 今後の責任の追及について

今後も報告書の審査等を進め、委託基準違反が認められた排出事業者等、廃棄物処理法第19条の5又は第19条の6の規定による措置命令の対象となる排出事業者が確認された場合には、速やかに納付命令を発出する等、その責任を追及していく。

4 排出事業者からの自主撤去の申出

排出事業者に対する調査の途上において、不法投棄現場から当該事業者が排出した産業廃棄物について自主的に撤去したい旨の申出があった場合には、当該申出の趣旨が排出事業者としての責任を果たすものと判断される具体的妥当性がある場合に限り、自主撤去又は自主撤去に代えて撤去費用の拠出を容認することとしている。

平成18年12月末現在の自主撤去（費用拠出）の概要は次のとおりである。

年度	申出日	収納日	申出者	拠出申出額	備 考
17	H17.9.27	H17.10.14	東京都:精密機械器具製造業	45,147,000円	汚泥・燃え殻1,287.389t相当(岩手県側は同量撤去)
18	H18.8.11	(第1回拠出) H18.8.30	宮城県:廃棄物処理業	(第1回拠出) 9,685,910円	5年程度に分割し、総量は燃え殻1,327.56t相当(岩手県側は同量撤去) 第1回拠出は、267.56t相当
	H18.10.27	H18.11.30	東京都:非鉄金属製造業	68,001,742円	汚泥等1,712.3295t相当(岩手県側は同量撤去)
	H18.10.30	H18.11.22	東京都:各種商品小売業	6,950,570円	廃プラ類等175.02t相当(岩手県側は同量撤去)
	H18.11.28	H18.12.11	東京都:非鉄金属製造業	5,956,950円	廃プラ類150t相当
	小計			90,595,172円	
合 計			5事業者	135,742,172円	3,592.2985t相当(5年分割を申し出た事業者について第1回拠出相当量で積算)
				—	※同上について撤去申出総量で積算の場合 4,652.2985t相当

V これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容

1 これまで県が行ってきた措置

(1) 青森・岩手両県警による強制捜査着手までの措置

① 三戸保健所では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視・指導の頻度、内容及び事務処理、苦情処理等について定めた「廃棄物及び浄化槽に係る事務取扱い要領」（昭和62年4月策定）によって、三栄化学工業に対する立入調査、監視・指導を行ったところである。

② 上記要領による監視に加えて、平成8年6月18日から10月3日までの間に早朝監視5回、夜間監視4回実施したほか、平成7年3月の住民からの情報をはじめとして、住民、元従業員等からの情報提供に基づき立入調査を行い、不適正処理等については改善指導票を交付するなどして指導を行ったところである。

また、平成7年10月に確認した不法投棄に係る事業停止処分期間中（平成8年11月11日～12月10日）は、毎日、監視を実施したほか、早朝監視（5時～8時）5回、夜間監視（17時～20時）7回を実施したところである。

さらには、事業停止処分期間終了後も不適正処理等の苦情、情報が寄せられたことから、本庁による立入調査のほか、平成9年7月7日から10日に夜間監視（21時～翌朝3時）を実施したところである。

③ 平成10年度には、住民から汚染水が河川に流出しているとの苦情、情報があり、八戸保健所が水質調査を実施したが特に異状は確認されなかった。

④ 平成11年4月には、岩手県と合同で立入調査を実施し、本件現場の斜面を汚水が流れていることを確認したが、不法投棄の事実は確認できなかった。同年6月、7月、10月に水質調査を行っているが、異常は確認されなかった。

(2) 強制捜査後の措置命令等

① 平成12年6月には三栄化学工業に対して、同年7月には縣南衛生に対して、RDF様物（ごみ固形物）及びこれにより汚染されたと認められる土壌を撤去することを命じている。平成12年8月には両者に対して、有機塩素化合物等によって汚染された堆肥様物及び土壌の撤去を命じている。

この措置命令に対して、三栄化学工業は、平成13年7月までにRDF様物（ごみ固形物）約2,600トン産業廃棄物処理業者に委託処理を行っ

ている。

また、谷部に野積みしていた堆肥様物については、汚染水の拡散を防止するため、現場北側の素掘りの穴（旧中間処理施設）に遮水シートを敷設の上、約33,000立方メートルを移し替えしている。他に、中間処理施設（堆肥化施設）及び堆肥様物仮置場の覆土を行っている。

- ② 県は、平成12年度から現場の汚染実態調査を実施したところであるが、平成13年度には三栄化学工業に対し、高密度電気探査を実施するよう指示し、同社はこれを実施している。
- ③ 平成12年10月5日、縣南衛生が破産宣告されたことから、縣南衛生に対する措置命令を代執行する可能性があることを想定して、約75億3,600万円の破産債権届出を行ったが、平成18年4月26日、さいたま地裁において破産廃止決定がなされている。
- ④ 平成14年9月には、三栄化学工業及び縣南衛生に対して、現場からの汚染水が現場周辺に拡散しないための措置を講ずるよう命じている。
- ⑤ 平成14年12月には、縣南衛生が現場において、バーク（樹皮）による簡易な汚染水浄化施設を設置した。
- ⑥ 平成15年12月には、三栄化学工業に対して、これまでの措置命令により撤去を命じた廃棄物以外の不法投棄に係る産業廃棄物及び汚染土壌の撤去並びに撤去場所の埋め戻しを命じている。また、縣南衛生に対して、三栄化学工業に処分の委託を行った産業廃棄物及び汚染された土壌の撤去並びに撤去場所の埋め戻しを命じている。

2 今後行おうとする措置

県では、現場の原状回復を代執行することとし、平成14年度に原状回復のための基本設計業務を委託したが、平成15年5月、三栄化学工業及び縣南衛生に対して、行政代執行に要した費用として、委託費約5,600万円の納付を命じた。同月、三栄化学工業から500万円が納入され、未納額約5,100万円については督促を行い、平成16年3月に50万円が納入されている。

平成15年9月には、未納額の確保のため、三栄化学工業が第三債務者に対して有する不動産売掛債権3,500万円（7年間の分割払い）の差押えを行い、平成15年度から500万円ずつ回収している。

その後も、毎年度、代執行費用の請求を行っており、平成16年4月には、三栄化学工業の本社敷地の一部（八戸市下長6丁目 約600㎡）、5月には、本社敷地上の建屋（約100㎡）の差押えを行った。

VI 不適正処分の再発防止策

1 検証委員会の設置

本事案に係るこれまでの県の対応状況を第三者の視点で検証し、県行政上の問題点及び責任を明らかにするとともに、今後の廃棄物行政の的確な運営を図ることを目的に、平成14年10月1日検証委員会を設置した。

県境不法投棄検証委員会委員

分野	氏名	備考
行政関係	大竹昭裕	青森大学助教授 委員長
	春日修	弘前大学助教授
廃棄物関係	熊谷浩二	八戸工業大学教授
弁護士	赤津重光	赤津重光法律事務所
一般	成田有子	ネットワークA・L代表

2 検証委員会の検証結果報告

(1) 行政責任について

平成8年6月6日以前の県の対応については、様々な問題点があるものの落ち度があったとまでは言い切れない。

平成8年6月6日、三栄化学工業が賃貸借契約解除を理由に同社の実質的な事業用地への立入りを拒否した以降、県は同社が不法投棄を行っている蓋然性が高いものと認識し、可能な限りの手段を用いて事実把握に努めるべきであった。

しかし、県は、事実把握や業者への対応について、他に採り得る方法があったにもかかわらずそれを行っておらず、また、他の採りうる方法の検討さえも行っておらず、ここに県の落ち度があると判断する。

(2) 平成8年6月6日以前を含む全般的問題

ア 三栄化学工業に対する認識の甘さ

県は、三栄化学工業が行政指導を受け入れ、その都度改善策を講じていたので、とりわけ悪質な業者であるとの認識はなかったとしている。

しかし、住民から多くの情報が寄せられていたこと、平成7年には燃えがらの不法投棄が発覚していることをもあわせ考えれば、このような認識は甘かったと言わざるを得ない。

イ 事実確認の甘さ

不法投棄を疑わせる様々な兆候があったにもかかわらず、調査、確認を行わなかった。

- ・管理型最終処分場が空であった。

- ・不法投棄の主要現場について、昭和56年に届出した産業廃棄物最終処分場（約100ヘクタール）の一部であると県職員に主張していた。
- ・平成8年5月に新たな不法投棄を疑わせる事実を保健所職員が発見していた。

ウ 業者への対応の甘さ

- ・行政指導を主とした県の対応が、三栄化学工業が県をみくびることとなった。
- ・平成7年の燃えがらの不法投棄発覚から処分まで1年以上の時間を要しているのは、処分の基礎となる事実確認に慎重を期すためとはいえ、遅きに失したと言わざるを得ない。
- ・事業停止の行政処分手続きの進行中に、業者から処理業に動植物性残さを追加したい旨の相談を受けた際、「申請は行政処分後にして欲しい。」旨の説明をしている。

（3）平成8年6月6日以降の問題点

ア 行政調査を尽くさなかったこと

平成8年6月6日以降、県は、不法投棄を行っている可能性が高いという認識を持ち、三栄化学のとる法的技巧を乗り越える方途を見出して行政調査を行うべきであったにもかかわらず、実際には十分な調査は行われなかった。調査が不十分であったことは、県の落ち度であると言わざるを得ない。

イ 警察への情報提供・連携が不十分であったこと

平成8年6月6日、立入りを拒んだ時点で、不法投棄を疑うに足る状況にあったというべきであり、この時点で、行政独自の対応をとることと並行して、県警への情報提供をすべき機が熟していたと考えられるが、県警への情報提供を行わなかったことは不適切であり、ここに県の落ち度があると言わざるを得ない。

ウ 他部局との連携が不十分だったこと

廃棄物担当部局は、他の部局と十分な連携をとっていたとは言えないし、他の部局も、環境への被害が懸念される情報を速やかに廃棄物担当部局に伝える態勢をとっていたとは言い難い。

廃棄物担当部局は、本事案に関係する他の部局に協力を要請し、連絡を密にすべきであった。それをしなかったところに、県の落ち度が認められる。

（4）再発防止策の提言

ア 業者に対する毅然とした態度

悪質業者に対する場合には、行政が毅然とした厳しい態度で臨む必要がある。行政処分の権限の発動に過度に抑制的になることなく、必要があれば積極的に

権限を行使すべきであろう。

イ 適切な情報収集

不法投棄や不適正処理が疑われる場合には、廃棄物処理法上の立入検査、報告徴収権限を最大限行使して、情報収集と事実把握に努めるべきである。

ウ 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保

環境行政、廃棄物行政に携わる者には、情報の真に意味するところを的確に認識し、その背後にあるものを推し量る感覚が重要となる。また、職員の異動により担当者が変わっても、継続性・一貫性のある監視活動が行えるような態勢を整えることが必要である。

エ 廃棄物担当部局と他の部局との連携強化

不法投棄等を示唆する情報を得た部局は速やかに廃棄物担当部局に情報提供するという態勢を構築すべきであるし、また、廃棄物担当部局でも、必要に応じて、他の部局に協力を仰ぐという仕組みを作る必要がある。

オ 警察との連携強化

不法投棄が疑われるが、行政の手に余るという場合は、警察へ情報提供し、捜査を促す必要がある。大切なことは、どの程度までを行政レベルで処理し、どこからを警察に委ねるかという見極めである。

(5) 結語

本事案について県行政に一定の落ち度があったことを認定し、再発防止策を提言したが、本委員会としては、県がこれを真摯に受け止め、検証結果を今後の廃棄物行政に生かし、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、県において十分な対策をとることを求めるものである。

3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点

(1) マニフェストが焼却された経緯

二戸警察署が押収した関係資料について、廃棄物の搬入状況の実態を解明し、また、排出事業者や再委託業者、収集運搬業者で不適切な事務処理が認められる者の存在を確認するため、平成12年11月に同署の承諾を得て、同署内においてマニフェストの一部をカメラで撮影した。

この撮影の直後には、三栄化学工業の社長に対して、押収された資料が警察署から返却されたら、県に連絡するよう依頼し、その後何度か返却されていないか確認をしたところである。

平成13年8月に押収資料が返却されたとの情報を同年10月前に入手し、同月、三栄化学工業社長に対し資料の借用を依頼したが、同社の代理人となってい

る弁護士と交渉するようと言われた。

県は、代理人である弁護士と交渉したが、弁護士からは、マニフェストの県への提供は、三栄化学工業の不利益になることも想定されるので、提供は拒否し、資料は全て焼却するとの回答があった。

同年11月に三栄化学工業社長に対し、資料の処分について確認したところ、既に焼却したとの回答があった。

(2) 廃棄物処理法に基づく報告の徴収

平成14年5月に、廃棄物処理法に基づき報告の徴収を行ったが、代理人である弁護士からは、資料は全て廃棄又は散逸してしまったとの回答があった。

(3) 問題点

マニフェストは、廃棄物の搬入状況の実態、排出事業者情報を把握するための重要な書類であり、本件事案を解明するためには、県においては早期に確保しておく必要があった。

しかし、結果として、三栄化学工業が保管していた全てのマニフェストが廃棄又は散逸してしまった原因は、

ア 押収資料を返却する際は、警察署から県に事前に連絡をしてもらえるような体制にしておくべきであったが、警察との連携が不十分であった。

イ 押収資料の提供を三栄化学工業の任意に委ねるのではなく、厳正に三栄化学工業に対処すべきであったにもかかわらず、廃棄物処理法に基づく報告の徴収を行ったのは、焼却が判明した後であったこと。

にある。

4 関係職員の処分

県は、平成15年8月28日、本件事案について、関係職員の処分を行った。

その内容は、次のとおりである。

ア 県境不法投棄検証委員会から、落ち度として指摘された平成8年度から11年度までの間に、

- ・行政調査を尽くさなかった。
- ・警察への情報提供・連携が不十分であった。
- ・廃棄物担当部局と他の部局との連携が不十分であった。

ことにより、結果として大量の不法投棄を見過ごし、国内最大規模の不法投棄事案に発展させ県民の県に対する信頼を大きく損なった。

区 分	本 庁			保 健 所		計
	課 長	室 長	課長補佐	所 長	次 長	
戒 告	2	1		2		5
訓 告			2		3	5

イ 重要な排出事業者情報であるマニフェストを県が確保する前に、三栄化学工業に廃棄されたことは、排出事業者情報確保のための業務管理が適切でなかった。

区 分	本 庁			計
	次 長	課 長	室 長	
訓 告	1	1	1	3

※戒告は地方公務員法に基づく懲戒処分、訓告は職員の任免等発令事務取扱規程による措置。

5 今後の再発防止策

(1) 業者に対する毅然とした態度

過去数次にわたる廃棄物処理法の改正による規制の強化と平成17年8月の行政処分の方針に関する国の通知を踏まえ、県では、毅然とした態度で適正処理を指導するとともに、行政指導に応えず改善が見られない場合は、積極的に行政処分を発する等厳正に対処している。

(2) 適切な情報収集

住民からの通報への対応に加え、平成10年度からは全市町村に廃棄物不法投棄監視員を配置し、広く情報収集を行うとともに、積極的に立入検査・報告徴収を行い、事実の把握に努めている。

さらに、平成14年6月には、行政・事業者・関係団体が一体となった監視・通報体制を構築するため「不法投棄撲滅青森県民会議」を設置し、一層の情報収集に努めている。

なお、不法投棄や不適正処理が疑われる場合は、夜間・休日を含め継続して監視に当たり事実把握に努めている。

(3) 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保

担当職員については随時職場内外の研修を受けさせ資質向上を図るとともに、平成13年度からは警察官OBを環境管理専門員として環境管理事務所に配置し、

その警察官としてのノウハウを監視・指導業務に取り入れるなど、監視・指導体制の強化を図っている。

また、本庁と環境管理事務所とは、随時情報・意見交換を行うとともに、事案によっては、本庁と環境管理事務所が一体となって対処し、適正処理の推進を図っている。

(4) 廃棄物担当部局と他の部局の連携強化

これまでも、必要に応じ個別の事案について他部局と連携し対応しているが、平成14年6月に、庁内関係課も構成員とした「不法投棄撲滅青森県民会議」を設置し、恒常的な連携体制を構築している。

(5) 警察との連携強化

本庁への警察官3名の出向を受けて、警察本部との連携を強化するとともに、警察官OBを環境管理専門員として配置することにより一線署との連携も図っている。

VII その他配慮すべき重要事項

1 周辺の生活環境のモニタリング調査

(1) 目的

青森・岩手県境に不法投棄された廃棄物による周辺の生活環境への影響、並びに廃棄物の撤去、水処理施設及び遮水壁の設置など汚染拡散防止対策工事による周辺の生活環境への影響を把握するため、次のとおり環境モニタリングを実施するものである。

(2) 調査内容

① 水質モニタリング

水質モニタリングについては、不法投棄現場からの浸出水による周辺の生活環境への影響、並びに廃棄物の撤去、水処理施設からの排水などによる周辺の生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。

(図Ⅶ-1, 2)

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点名	調査項目	調査回数	備考
1	ア-3 水質E堰堤ヒューム管 場内・表流水	○生活環境項目	4回/年 を基本とする。	
2	ア-6 ラグーン脇No.8井戸 場内・地下水	・pH		
3	ア-8 堰堤下流南側No.12井戸 //	・BOD		
4	ア-9 場内西側斜面No.15井戸 //	・COD		
5	ア-10 中央谷下流斜面 //	・SS		
6	ア-25 県境-1 //	・T-N		
7	ア-26 県境-2 //	・T-P		
8	ア-27 県境-3 //			
9	ア-28 県境-4 //	○健康項目		
10	ア-29 県境-5 //	〔カドミウムほか〕 計24項目		
11	ア-25-2 県境-6 //			
12	ア-11 水質Dため池(牧草地) 周辺・表流水			
13	ア-12 水質①境沢末端(飯豊集落) //	○トルエン		
14	ア-13 水質②湧水・牧草地 //			
15	ア-14 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中) //	○キシレン		
16	ア-16 放流支川上流 //			
17	ア-17 放流支川下流 //	○ダイオキシン類		
18	ア-18 杉倉川上流(BG) //			
19	ア-19 杉倉川下流 //	○エチルベンゼン		
20	ア-20 境沢中流 //			
21	ア-21 境沢県境 //	○塩化物イオン		
22	ア-22 熊原川(飯豊橋) //			
23	ア-23 南側県境地下水 周辺・地下水	○電気伝導率		
24	ア-24 南側牧草地下流地下水 //			

25	ア-31	ラグーン上流西地下水	〃		
26	ア-32	新水道水源	周辺・表流水		

② 大気質モニタリング

大気質モニタリングについては、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、揮発性有機化合物の拡散による周辺の生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。(図VII-3)

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
1	A-1 a 県境界	ベンゼン	4回/年	
2	A-1 b 敷地南側	トリクロロエチレン		
3	A-1 c 敷地西側	テトラクロロエチレン ジクロロメタン		

また、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道の生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。(図VII-3)

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
4	A-2 上郷地区	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速、気温、湿度	4回/年	

③ 騒音・振動モニタリング

騒音・振動モニタリングについては、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道の生活環境への影響を把握することを目的として調査地点を選定した。(図VII-4)

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
1	A-2 上郷地区	騒音音圧レベル	4回/年	
2	A-3 関地区	振動加速度レベル		
3	A-4 田子地区	自動車交通量		

なお、上記の環境モニタリングの調査内容等については、今後、状況に応じて適宜見直しすることとする。

2 廃棄物の搬出における飛散等の防止

廃棄物の撤去に当たり、廃棄物の飛散、漏液、降雨による浸出等によって搬出路周辺等における生活環境への影響が生じないように安全確実に運搬するため、廃棄物の種類や形状により専用の車両や密閉容器等を用いて運搬するとともに、現場内に洗車場を設置して搬出車両に付着した泥等を場外に出さないようにする等の措置を講じる。

3 緊急時の連絡体制等

汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の除去等に当たり、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時における国関係機関、現場及び周辺の市町村、消防、警察、報道機関等の関係者に対する連絡体制を整理するとともに、情報収集・情報管理、被害拡大防止対策、復旧対策などが迅速かつ適切に進められるよう事前に対応を整理する。

4 全庁的な取り組み

県では、県境不法投棄事案に係る原状回復の実施に伴い必要となる水系保全、民生安定対策等の総合的かつ計画的な推進を図るため、副知事を本部長とし、教育長、警察本部長及び各部局等の長を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置したものであり、周辺対策に関係する部局等が連携し、それぞれの役割分担のもとで全庁をあげた具体的な対策が講じられるよう、積極的に取り組みを進める。

併せて、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況や、周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開するなど、地域住民が不安を感じないよう取り組みを進める。

5 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置

実施計画の策定に当たっては、田子町及び二戸市における住民説明会や、地域住民の代表者も委員とする原状回復対策推進協議会を開催しており、地域住民からは多くの意見や要望が出されたところである。

実施計画に基づく原状回復に当たっては、これら地域住民からの意見等を踏まえて具体の対策を進めるとともに、汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の除去、それらに伴う周辺対策などの様々な対策内容の詳細について地域住民の意見が反映されるよう、原状回復対策推進協議会の定期的な開催や、適時の住民説明会を行い、関係者の理解を深めるものとする。